

長岡市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年6月3日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山広司

監査の結果に基づく措置

監査の種類	財政援助団体等監査
監査の対象	特定非営利活動法人長岡産業活性化協会N A Z E 「展示会共同出展支援事業補助金」 「デジタルものづくり人材育成事業補助金」 所管課：商工部産業支援課
監査の期間	令和7年1月14日から1月31日まで
監査の結果	《意見》 補助金交付に係る事務処理について 約20年にわたる補助金交付により地域経済の活性化に貢献し、その公益性は大いに評価できる。一方、補助金は公金であることから、市民への説明責任が求められる。 より透明性の高い事務執行を目指し、補助金の基本的な考え方や役割分担の明確化について検討されたい。
措置状況	市内企業は、人材不足や長引く物価高騰などによる社会情勢の変化に対応するための喫緊の課題に直面しています。こうした課題解決にあたり、市はN A Z Eの協力を得ながら重層的に産業支援策を講じていますが、先行き不透明な社会・経済状況の中でその必要性はさらに高まっています。 補助金交付要綱を策定する際は、他自治体の交付要綱等を参考に次の点を検討します。 ・事業目的、支援先の選定基準、対象経費などの基本的な考え方の整理 ・行政と団体の役割分担の明確化 これらを団体と協議しながら、市内企業が必要な支援策を選択できるよう令和8年度施行に向けて準備を進めています。